

平成20年 月 日

県教育委員会教育長 様

東海聴覚障害者連盟
理事長 大屋 隆

社団法人愛知県聴覚障害者協会
会長 伊藤 照夫

社団法人静岡県聴覚障害者協会
会長 伊藤 行夫

社団法人岐阜県聴覚障害者協会
会長 水野 義弘

社団法人三重県聴覚障害者協会
会長 大屋 隆

聾学校存続に関する要望について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より聾学校の充実・発展にご理解、ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年4月、改正学校教育法が施行され、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化されました。この法改正に対し、聴覚障害者、保護者、教員をはじめとする聴覚障害教育関係者から、聾学校の存続を求める強い要求が出され、その結果、文部科学省は、「障害種別の学校」、すなわち、聾学校単独での存続を、その名称も含めて容認しました。

それにもかかわらず、沖縄、愛媛等いくつかの県においては、聾学校と知的障害児などの学校との併合が計画されています。これは、「盲聾学校分離」以来百年の積み重ねを経て築いてきた聴覚障害教育の歴史を逆戻りさせ、聴覚障害児の集団教育の場を奪うものであり、認めることはできません。

平成15年3月『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』において、障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育支援を行う「特別支援教育」が提言されました。またサラマンカ声明(ユネスコ)においても、ろう児の教育はそのコミュニケーション及び言語の特性から慎重に考慮されなければならないとしています。つまり聴覚障害児の生き生きとした集団教育を実現するためには、手話、聴覚口話法、日本語など、適切なコミュニケーション・言語環境が不可欠です。

そのためには障害種別教育の専門性も要求されてきます。このような動向のなか、聴覚障害をもつ当事者約3000名の会員が活動する東海聴覚障害者連盟をはじめ加盟団体として、下記のとおり要望いたします。

記

1. サラマンカ宣言に基づく聾学校の専門性を重視する立場から「聾学校」の名称を残して下さい。
2. 聾学校を聴覚障害児が集団で学習する場として存続させて下さい。
3. 手話言語をろう教育の手段の一つとして積極的に肯定し、乳幼児・幼稚部を含めた全校的な手話による教育を図られるようにして下さい。
4. 手話教育実践のために、聾学校教職員が手話とろう文化についての研修を受けることを必修とし、学校として手話による教育システムを構築して下さい。
5. 聾学校教職員採用に際しては、聾学校の専門性を重視し、教育系大学等での「障害認識」「手話」等の専門知識の充実を求め、優先的採用を図るための具体的な対策をして下さい。
6. ろう教育についての専門的知識・経験を有し手話が堪能で、かつ熱意を持つ聾学校教員に対し、本人の希望に基づかない他校への異動発令は行わないようにして下さい。
7. 教育委員会の聴覚障害児・者に関わる諮問機関や研究者会議のメンバーには、法人格のあるろう団体代表や聴覚障害をもっている教職員代表を加え、その方々の体験と意見を聞き、充分尊重した検討が行えるようにして下さい。